

◎岩手県議会委員会条例及び岩手県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 岩手県議会委員会条例（第1条関係）
 - (2) 岩手県議会基本条例（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎食と農林水産業の振興に関する条例（条例第49号）

- 1 食と農林水産業の振興に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務並びに市町村、農林水産業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県民参加の下、食と農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県における農林水産業の持続的な発展及び県民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 市町村の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 農林水産業者等の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 県民の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 地域の特性を生かした農林水産業の推進について定めることとした。（第8条関係）
- 9 農林水産業経営の安定等について定めることとした。（第9条関係）
- 10 生産基盤の整備及び保全について定めることとした。（第10条関係）
- 11 中山間地域等における生産活動の振興について定めることとした。（第11条関係）
- 12 農林水産業の担い手の育成等について定めることとした。（第12条関係）
- 13 安全安心かつ良質な農林水産物の生産及び供給の促進について定めることとした。（第13条関係）
- 14 農林水産物の付加価値の向上等について定めることとした。（第14条関係）
- 15 技術及び知識の向上について定めることとした。（第15条関係）
- 16 地産地消の推進について定めることとした。（第16条関係）
- 17 食育の推進について定めることとした。（第17条関係）
- 18 関係団体との連携の強化について定めることとした。（第18条関係）
- 19 施策の概要の公表について定めることとした。（第19条関係）
- 20 財政上の措置について定めることとした。（第20条関係）
- 21 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、19は、平成27年度に実施する施策から適用することとした。（附則関係）